

第23期 第18回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年12月20日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 8 回定例農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日（木）午後 3 時から、伊予市役所において第 1 8 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	1 9 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	0 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 60 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	5 件
議案第 61 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 62 号	農地法第 3 条の規定に基づく別段面積の設定について	1 件

第 3 報告第 48 号	農地法第 4 条の規程に基づく届出について	2 件
報告第 49 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	3 件
報告第 50 号	相続税の納税猶予に関する継続届けについて	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第18回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号19番 ○○ ○○ 委員、1番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	大平	○○	○○
譲受人	上吾川	○○	○○
申請地	中山町佐礼谷	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	0 m ²		
申請理由	(譲渡人)	農作業困難	
	(譲受人)	新規就農	
権利の種類	使用貸借による	5年間の権利設定	
譲受人の作付作物	みかん・キウイ・すもも他		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トップカー		

労働力 常時1人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

以上の要件を満たしているうえで、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは親子関係になります。新規就農に至る経緯ですが、今年1月にお父さんが亡くなり、それがきっかけで農業を続けてやっっていこうかということです。新規就農をするにあたって、市、県、JAさんに現地調査の方をしていただいて問題ないということで、また5年間の収支計画の方もきっちり立てられているということです。

現地は利用状況調査でも管理できていることは確認しています。細かいことはご本人さんに聞いていただいて、皆さんで判断をしていただけたらと思います。よろしく願いします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の抱負とか営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

こんにちは。本日はよろしく申し上げます。私は伊予市大平の専業農家の一人娘として育ちました。現在は伊予市上吾川に住んでいます。今回継承したい農地は中山町佐礼谷にあります。高校卒業後、私は柑橘の新品種を育てたいという夢があり、〇〇大学農学部生活工学コースに進みました。卒業後は食品会社の品質管理開発室にて7年勤務し出産を期に退職しました。退職後3年間は実家の農業を手伝いながらノウハウを学んでおりました。母校の大学から遺伝子研究の仕事の話があり、そのときは両親が健在だったので、勤務しながら繁忙期は実家の手伝いをしていました。6年後に夫の転勤で大阪に行くことになり、4年間総合病院の研究室にて遺伝子の研究を行っていました。今年の1月に父が亡くなり3月末に一家で帰ってきました。30年ほど前ですが、父が大分県に広大な土地を購入しましてハウスみかんの栽培を行っていました。ローンを返し終わったころに体調を壊しハウスみかんを断念しました。今回継承する農地は父が生前、日当たりもよく風も当たらないのでキウイの栽培に向いていると言っていた話を聞き、チャレンジしたい気持ちがあります。来年より農業を継承し、すぐに今までと同じ品質のものができるとは思いませんが、手をかければかけるほどいいものができると思いますので、やりがいも感じており研究は得意です。今年から中学生になる子供達も、みかんの収穫・運搬・選別などを手伝ってくれてとても助かりました。安定して理想的な、魅力的な農業経営を行って、子供達が自発的に農業を継いでくれるような基盤を作りたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

それでは皆さんの方から〇〇さんにご質問がありましたらお願いします。

〇〇委員

お聞きしますと相当なキャリアを積んで農業を始めるといことはすごい事だと歎息しております。どうか成功しますように頑張ってくださいと思います。

議長

他にないようでしたら、新規就農者の方には退室していただきます。

<新規就農者退室>

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2, 3は関連がありますので一括で事務局説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山辰	畑	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	住居に近く農作業効率が良いため	
権利の種類	売買による所有権移転		

続いて

3番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山辰	畑	外2筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	住居に近く農作業効率が良いため	
権利の種類	売買による所有権移転		

2番・3番共通して

譲受人の耕作面積	〇〇㎡
譲受人の作付作物	栗・カボチャ・筍
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、乗用草刈機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号2, 3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

番号2の方ですが、〇〇さんがご高齢ということで管理が難しくなり〇〇さんが自宅の側ということで、管理していきたいと伺っております。3番の方ですが、〇〇さんは町外をでられて、中山に帰って管理するのは難しいので〇〇さんが譲り受けて管理をしていくと伺っております。事務局の説明のとおりですので、ご審議をお願いします。

議長

番号2、3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号4につきまして事務局説明をお願いします。

4番

譲渡人	東京都文京区	〇〇	〇〇
譲受人	三秋	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字久保	田	外6筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	譲受人の希望	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・菜園		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

売主の〇〇さんは、東京在住でございますが相続で土地を引き受けたということで、地元の人に耕作をお願いしていましたが、今回契約が終わったということで本人さんは売却をしたいという希望がありました。そこで、買い手の〇〇さんにつきましては、若手の農業者ということでこれから野菜を主体に規模拡大で買ってもらいたいということです。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局説明をお願いします。

5番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕4番耕地	山林	
	登記は山林ですが、キウイを作付けして現況農地のため今回申請が上がっています。		
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	譲受人の希望	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	キウイフルーツ、栗、トマト		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この土地は山ですが立派な30年のキウイ畑になっております。譲渡人の〇〇さんは〇〇さんと親戚関係になりまして、〇〇さんは高齢になられ作業困難ということで、また、譲受人の〇〇さんは、年齢も若くキウイを積極的に栽培され問題ないと思われまますのでご審議よろしくをお願いします。

〇〇委員

登記地目が山林で現在はキウイということですが、地目変更の手続きは必要ですか。このまま山林としていいのですか。

事務局

この方には、先に所有権移転をしていただいて、その次に地目変更をお願いする流れになります。

〇〇委員

その後は地目変更するのですか。

事務局

登記の地目変更の強制力はこちらにはないですが、現況が農地ということで許可が必要になってくるということです。

議長

果樹の場合は、山林を開墾してみかん等を植えたケースは登記簿上山林ですが、実際は農地法では現状がどうかで判断しますので、あくまで現状が農地であるので3条の扱いになります。購入された方が必要であれば法務局で地目変更手続きをするようになります。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、3ページをお開きください。

■議案第61号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第61号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字大谷	畑	外1筆
転用目的	植林		

10月の総会で農振除外の議案で承認された案件になります。

申請人は、申請地を平成〇〇年に関係法規に対する認識不足のため植林をしたということです。申請地は周辺の山林と一体化しているため作業効率も悪く、農地として利用することは難しく、是正手続きとして転用申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷の山間部にあり、〇〇の西側に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。申請地の補助金の関係は、畑灌の対象地ではなく、国の改植事業も適化法が切れている案件であることは10月の総会で確認しました。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

議案61号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

みかん部区の最後の方に新規で集団で開墾した場所です。現在植えてから価格が暴落してほとんどの方が放棄して以前は道作りをして、ある程度は残っていましたが、全員が放棄して山に入れない状態なので、植林としてお願いしたいということです。よろしくをお願いします。

議長

議案61号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案61号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案61号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第62号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について

議長

議案第62号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について」、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

それでは私からこの内容についてご説明をさせていただきます。お手元にあります「資料1」を併せてご覧いただけたらと思います。この「資料1」の説明に入ります前に、本件に至る経緯、または、概略等についてご説明をさせていただきます。皆様ご承知のとおり、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要となりますが、この許可要件の1つとして下限面積要件がございます。

本市の場合は5反でございますが、この下限面積については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で変更することが可能とされております。

農地法第1条において「農地を効率的に利用する耕作者による、地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進」が目的として明記されておりますが、本市では、

“同内容が阻害される恐れがある”として、これまで5反要件を存続しておりました。

しかしながら、去る11月8日の吉川農林水産大臣の所信表明にもありましたとおり、国は、毎年増加する遊休農地等への対応策として、担い手の育成・確保を重点的な課題とし、担い手が農業へ参画し易い制度設計を求めています。

これを受け、県内各市・町では、お手元の資料の5のとおり適時見直しを行い、結果、全域で5反要件を存続しておりますのは、現状、伊予市、松前町、砥部町のみとなっております。なお、松前町は11月28日の農業委員会において、来年4月1日から3反へ変更することが決定しております。砥部町につきましては、現在農振見直し作業を実施しておりますので、その後早い時期に農業委員会にお諮りする予定と伺っております。

つきましては、資料にあります遊休農地の推移のとおり本市におきましても、遊休農地が着実に増加していることを鑑みまして本日7番目検討内容でございますけれども下限面積の変更についてご検討いただきますようお願いするものでございます。

それでは、資料の内容につきまして次長よりご説明いたします。

事務局次長

資料にあります2「別段面積の基準」についてでございますけれども、農地法施行規則第17条第1項の規定により、別段面積を設定することが記述されております。

要件は3つございまして、範囲としては、同一の営農条件の区域で設定すること。

定める面積が10a単位であること。設定しようとする面積以上の経営面積の農業者がその区域内におおむね4割以上であることとされています。おおむね4割というのが具体的に何%かと今回確認しましたところ、4割の8掛け32%という数字でございました。

資料3、4による導入によるメリット、デメリットですが、メリットとしては、新規の農業参画や、5反以下の中規模農家の経営面積拡大の促進が図られることがあげられます。そのため、増加傾向にある遊休農地の発生の抑制、高齢化する地域農業の先住者の若返り、農地の効率的利用の促進等に期待を持てると考えております。デメリットとしては、認定農業者や担い手等、一定以上の規模拡大を目指す農地集積希望者が農地の集約を図る場合に支障となってくる可能性が懸念されます。資料5の県下の状況につきましては、今治、新居浜、西予、内子町、松野町、鬼北町が全域で現状3反の面積設定をしておりまして、西条市が4反の別段面積の設定でございます。また、宇和島、八幡浜、四国中央、上島町、久万高原町、愛南町が一部地域で別段面積の設定をしているところでございます。近隣では松山市、大洲市が全域で3反の設定、東温市では現在一部地域で4反を設定していますが、近く全域拡大を審議予定とのことでございます。

事務局長からの説明にありましたとおり、現在県下では伊予市、松前町、砥部町が別段面積の設定がありませんが、本市以外の2町でも現在設定が検討予定されております。

資料6でございますが、先に申し上げました本市の経営面積の戸数割合を算定したものでございます。10aごとの各戸数の割合を示しておりますけれども、伊予市全域で

見た時には、30a以下の耕作面積の農家数が33.1%であり、32%を上回っていますので3反までこの制度上別段面積を設定することが可能な状況となっております。

6の(2)につきましては、本市における遊休農地の発生推移を掲げておりますけれども28年度から30年度に伊予市全体で548haの遊休農地の増加が確認されております。地域別で見ますと、双海地区がもっとも遊休化が進んでおりますけれども、双海だけではなく、近年は特に中山間地域での遊休農地の増加が加速化しております、この問題への対処をいかに取り組んでいくのか農業委員会としても大きな課題であると認識しているところでございます。以上のことから別段面積の設定を行うことは課題解消に向けての有効な手法の一つで考えられているところでございます。資料の説明は以上です。

議長

今事務局の方から現在の別段面積の提案に至った経緯、あるいは周辺の状況等について説明があったわけでございますが、これはたいへん重要でございますので、皆様から別段面積の設定について、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんそれぞれ思っていること、どなたからでも結構でございますので、意見を出していただいたらと思います。

〇〇委員

3反というのが1つの案としてでていますが、他市町で移住者に対して居住地に隣接しているところは別段面積を1aからというオリジナリティもった別段面積の設定があると思いますが、3反に変更しながら違法な悪意のある申請者をなんとか除外できるようなプラスアルファの案の事例が他市町にありますか。シンプルに他市も面積だけの設定ですか。

事務局

近隣では大洲市が移住者に限定したもので、別段面積と合わせて1a単位の農地取得を認めるという条例化をしているということです。ただし、1aの農地を取得した方が、農地を更に追加しようとした場合は3反という要件がでてくるということです。ご心配されているのは、下限面積を下げることによって、意図的な違反転用をしようとする者が農地を取得しやすくなるということです。そこについては通常どおり農業委員会の審議の中で、その方の農地の面積だけでなく、労働力の確保、農機具の保有状況、営農への意気込みを語っていただいたうえで、農地取得を諮っていただく形になりますので適正にご審議が諮られていくことだと認識しています。

議長

〇〇委員さんからございましたとおり下限面積を下げるほど取得しやすくなるのが逆にあるので、そういう面ではきちんとした審査をして認めるかの判断をしていくことが必要です。大洲市や久万高原町などは、過疎化で空き家が増えているということで、空き家対策の一環として空き家を購入する場合にそれに付随する農地を一括購入する場合は、1aあれば取得を認めますということで、遊休農地を増やさないために、どちらかという農地対策よりも空き家対策に重点を置いた施策だと思われま

〇〇委員

これには賛成です。新規就農の方の農地確保ということで、農協さんと会って話を進めていたのですが、野菜でハウスをしたいという人は5反という縛りがありますとなかなか前には進まないということがあります。下限が3反ということには私は賛成したいです。

議長

〇〇委員さんからございましたとおり、現実的に新規就農して、例えばトマトを作る場合に5反を地元で集めようとするとな非常に取得が困難な状況が今年もでてきました。

やむを得ず近隣の部落の方から借入をして5反要件を満たすというようなケースも出ている実態です。

〇〇委員

さきほど〇〇委員さんが言われたとおり、果樹及び野菜のハウス関係の新規就農をする場合には、30aの方が新規就農、あるいは後継者が継ぐのにはいいと思います。ただデメリットもありますが、これから少子高齢化するのには、やっぱり新規就農の方が成功してくれれば順々と大きく50a、あるいは1町まで担い手になって、中心的経営体になっていただくように仕向けていく糸口としては、下げてみた方が私はいいと思いますので賛成です。

〇〇委員

私も話を聞いておりますとメリットの方が大きいと思いますので、3反がいいと私は思います。

〇〇委員

私もメリットが多いと思います。

〇〇委員

高収ハウスを建てるのに5反要件が壁になったということで、他にも5反要件が足か

せになって就農しづらい案件がありますか。

事務局

農業というのは居住地域にて農業を始めることは理想的であるのは皆様もご存知ですが、1つの地域の中で5反以上の農地がなかなか無いということと、もう1つが近年新規就農を希望される方は、高収益方農業を希望される方が多いです。そういった方たちが、2反から3反までは居住地域で農地を見つけられますが、残り2反から3反が見つからないということで地区外に農地を求められる傾向が多くございました。具体的な例をいいますと、ある就農者の方がトマトのハウスを始めたときに5反の農地を取得してトマトが本軌道に乗ってきたときに地区外の農地の管理がままならないということがありました。農業はたしかに複合経営を営むことが経営リスクへの大きな取り組みであることは十分わかっているのですが、農作業を始めて経験が浅い人がいきなり複合化は非常に厳しい現状であるのかなと思います。経営継承をする場合は別ですが、どの地域でも1つの地域で5反の農地を新規就農者に準備できる地域は少ないのではないのかなということで、事象としての報告をさせていただきます。

〇〇委員

近隣の町村の様子を見て、昨今の高齢化の進んでいる状況をみた範囲では、面積を狭めて就農者を増やしていくのは1つの時代の流れかなと思います。さきほどのご意見ですが、農地の違反収用に繋がらないようにだけは、我々農業委員会が一丸となって十分注意をして取り組まないといけないと思いますので、そこも気をつけながら推進していったらいいと思います。

〇〇委員

事例の関係で、先だって農業委員会の議決でJ R南伊予の付近関係の売買をお世話させていただきましたが、買主が5反ないので、上三谷の土地を利用権設定して5反に合わせたということです。今現在は野菜を作っているのですが、管理ができないということで利用権設定を返すという事例があります。

〇〇委員

始めやすいようにハウスを建てるのはいいと思いますが、例えば高収入を得るプランをもった方は10aからでもスタートできる。結局のところ案がしっかり就農して継続できるかが条件としてここでも審議されていくと思いますが、ということは30aで水稲をするのでは収入としては100万円届かないことになってしまいますが、それで申請が上がった場合、委員会で止めるだけの判断ができるのが心配なところがあります。例えばある程度の年収があれば10aでも認めるし、30aでもプランが無理な場合は除外する

とか、細かな線引き、細かな条文があってもいいと思いますがいかがでしょうか。

議長

意味はわかりますが、農地法の下限面積として設定する場合は3反や5反になります。新規就農場合は、来て自分の営農計画等を発表していただいて、皆さんに本当に耕作放棄地にしないようにできるのか、農機具があるのかをそういうことを元に判断をしていただきます。新規就農の場合は水田だけでやるだけでは食べていけないので、徐々に広げていかななくてはならないし、新規に3反を購入される場合は審議しますし、さらに国の交付金をもらうには5ヵ年の収支計画を立てていただいて、その中で、営農計画の実効性等を面接の中で確認してこれだったら大丈夫という方が国からの交付金をもらうということです、3反より下げて1反とか2反とかはできません。新規就農の面接の中で、皆さんに判断していただくことになります。

〇〇委員

皆さんの今まで意見を聞いていますと農業の現況もだいぶ変わってきていますし、施設運用なら農地の面積も違って来る、新規営農のハードルも下げなくてはいけない、他市町の状況を考える。昔は農地をお金に変える風潮もありましたが、今は人口減少の時代になってきて、農地のそういう話も少なくなってきていますし、そこを考えると30aに下げるのはやむを得ないと考えます。

〇〇委員

3反に下げるのは反対ではないのですが、現状をみると逆に農地を売りたいのに買い手がいない方が多いと思います。今の農地の価格を見たら5反でもしやすいと思います。小面積の施設園芸で高収益とありますが、農地より施設の方が高いのが現状です。3反で新規就農者が入りやすいのであれば3反でいいと思います。不法転用や企業が内部留保で農地を購入したら困ります。

議長

それぞれ皆さんからご意見を出していただきましたので、最終的には多数決で決めたいと思います。今の5反のままで別段面積の設定が必要ないか、別段面積3反にするべきかの2つで決を採りますので、別段面積30aに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手により賛成)

議長

議案62号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、5ページをお開きください。

■報告第48号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第48号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字南西原	畑	外1筆
転用目的	住宅用地		

続いて、

2番

申請人	大平	〇〇	〇〇さん
土地所有者	大平	〇〇	〇〇さん
届出地	大平字石原	畑	
転用目的	農業用倉庫		

以上です。

議長

報告第48号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第49号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	株式会社	〇〇
届出地	下吾川字馬塚	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

続いて

2番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	株式会社	〇〇
届出地	下吾川字南西原	畑	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

続いて

3番

譲渡人	京都市東山区	〇〇	〇〇
譲受人	大阪市東淀川区	〇〇株式会社	
届出地	下吾川字馬塚	田	外1筆
転用目的	事務所、保管庫、作業場		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第49号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第50号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第50号「相続税の納税猶予に関する継続届」について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

被相続人		〇〇	〇〇
相続人	松前町	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	

相続開始	平成21年2月15日
証明書交付日	平成30年11月26日

以上です。

議長

報告第50号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

平成31年1月以降の事業計画について
平成31年度の視察研修について
事務局より説明あり。

議長

次回の開催日程について

定例総会 平成31年1月31日(木曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第18回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第18回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後4時38分 閉会)